再　送

福島社発第　２１１　号
平成２７年　１月２２日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明

第３回研修会の開催について

厳寒の候　ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
　さて、平成 26 年度第 3 回研修会を下記要領により必須研修として開催することといたしました。
　ついては、ご多用中とは存じますが、万障繰り合わせのうえご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

１．日　　時　　平成 27 年 **2 月 26 日**（木）13：30～
　　受　付　　13：00～
　　研修会　　13：30～
２．場　　所　　いわきワシントンホテル　３Ｆ　大会議室
　　（いわき市平字一町目１　TEL　0246-35-3000）
３．対 象 者　　会員（会員事務所職員の参加はできません）
４．内　　容

13：30～14：00　会長挨拶、職業倫理について

14：00～15：00　「ワークライフバランス推進のための労務管理」
　　講師　福島労働局雇用均等室　担当者

15：00～17：00　「昨今の労働法改正に伴い、おさえておきたい雇用関係助成金とその活用」
～人材活用や人事制度の導入、法改正に活用したい助成金～

1. 昨今の労働を取り巻く法改正及び動向（概要と確認）
改正高年齢雇用安定法/労働者派遣法/限定社員制度の導入/改正労働契約法/専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法/改正パートタイム労働法/改正男女雇用機会均等法/改正労働安全衛生法/改正障害者雇用促進法/改正雇用保険法/その他裁量労働制の対象拡大の動き　など
2. 雇用関係助成金の基礎知識　（共通要件）等
3. 人材活用・人事制度の導入、法改正に活用したい雇用関係助成金
4. 助成金　受給の勧めとねらいどころ

参考　雇用調整助成金や雇用促進税制等

講師　特定社会保険労務士　渡　辺　葉　子　氏（東京会）

労働を取り巻く法の改正が相次いで施行されています。一方で、改正案まで策定されながら廃案になってしまったり、逆に新しい法改正の検討が明らかになったり、労働を取り巻く情報が交錯しています。さらに、助成金について申し上げれば、政府が力を入れる助成金（つまりは、受給し易い助成金）は、「日本再興戦略」や労働法制の改正・動向から察知することができます。

そこで、当研修では、現時点での法改正・動向を再確認し、人材活用や人事制度の導入及び法改正に活用したい助成金を紹介していきます。

65 歳以上の就業者が急増し、全就業者の 1 割を超える一方で、労働力人口が急減している状況下において、どの企業も、優秀な、とりわけ若年層（現役世代層）の人材の囲い込みが最重要課題であり、採用から教育、待遇改善等の一貫した人事制度の見直しが迫られています。

助成金を活用しつつ人事制度の構築ができたら、企業も社員も満足度がアップします。研修内容は、それらを達成するきっかけとなるものです。

5．申込方法　　準備の都合がありますので、参加される方は必ず「参加申込書」により 2 月 20 日（金）まで事務局にお申込みください。

6．参 加 費　　無料

会場ご案内図

いわきワシントンホテル

- JR「いわき駅南口」より徒歩約 7 分
- 東北自動車道　郡山 IC より常磐自動車道経由、いわき中央 IC より　約 10 分

締切　2 月 20 日（金）

福島県社会保険労務士会行（FAX：024-534-5432　e-mail：fukusha@green.ocn.ne.jp）

平成 26 年度　第 3 回研修会　参加申込書

平成　　年　　月　　日

参加を希望するものに〇をつけてください。

2 月 26 日開催の　第 3 回研修会　に参加します。

懇　親　会　　に参加します。

＿＿＿＿＿支部　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　研修会終了後、有志により懇親会（17：30～「Picclo」会費 5,400 円程度）を開催いたします。